

令和6年6月から 医療費が変わります

「糖尿病」「脂質異常症」「高血圧症」の治療を受けていただいている患者様には、これまでの「特定疾患療養管理料」に代わり「生活習慣病管理料」として算定することになります。それに伴い、窓口でお支払いいただく料金が変わる場合がございます。

【生活習慣病管理料】とは

糖尿病・脂質異常症・高血圧症が主病の患者様を対象とし、疾病の重症化予防のため、療養計画書を作成し服薬の指導などの総合的な治療管理を医師、専門職が行います。

ご理解・ご協力宜しくお願い致します

医療法人社団 菅 病院